

高齢者の不動産買取被害

110番（終了）

2023年 5月 15日 (月) 10時~16時

☎ 03-3593-6061

※上記電話番号は、5月15日当日以外はご利用いただけませんので、ご注意ください。

相談料無料・予約不要！

高齢者の自宅を訪問し、所有不動産を市場価格よりも低額で買い取る被害が多発しています。市場価格を説明することなく訪問当日あるいはそれに近接した日に著しく低額で自宅を売却させる事案や、売却後も住み続けることができるなどと言葉巧みに説明し、当該不動産について高齢者に不利な賃貸借契約を締結し、賃料名目で同不動産の売却代金の回収をはかる悪質な事業者も現れています。この種の事案では、宅建業法・特定商取引法のクーリング・オフが適用されないことから、深刻な被害が発生しています。

このようなトラブルや被害でお困りの方のため、電話相談を実施します。弁護士が無料で相談を受けますので、ぜひお気軽にご相談ください。

主催：第二東京弁護士会消費者問題対策委員会

お問い合わせ先：

東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

第二東京弁護士会事務局人権課

消費者問題対策委員会担当

TEL 03-3581-2257

